

議会改革検討会答申書

平成30年6月5日

福島市議会議長 半沢 正典 様

議会改革検討会 座長 栗野 啓二

議会基本条例施行状況について（答申①）

当検討会では、平成30年4月2日付けで議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針及び確認が必要と思われる各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果（総評）

（1）市民に開かれた議会

市民にわかりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営については、代表質問、一般質問、議案質疑において、議長が議員を指名する際の呼称を変更し、わかりやすい表現へ見直ししており、評価できる。なお、呼称のみならず、市民にとって専門的でわかりにくい言葉や表現については、継続して改善に努めるべきである。

政務活動費に係る収支報告書等の公開については、平成28年度からの取り組みに加え、収支実績に係る一覧表や収支報告書及び証拠書類の写し、政務活動費の制度概要や主な支出項目の説明を議会ホームページ等へ掲載し、市民情報室にて閲覧できるようにするなど、政務活動費の一層の透明化を図っており、評価できる。

議会報告会の開催については、平成29年度から、議会報告会と併せて意見交換会を実施し、市民から市政各般にわたる意見を聴取した。また、運営の参考とするためのアンケートを実施するなど積極的な取り組みを行った。継続して、市民が満足し、参加者の増加につながる報告会の在り方を検討していく必要がある。

市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知については、これまでも文字を大きくし、効果的に写真を配置するなどの工夫や新コンテンツを掲載するなど積極的な周知に努めている。なお、若い世代から高齢者まで親しんでいただけるような紙面づくりやホームページの検索を容易にする仕組みなど、広報委員会で継続して検討していく必要がある。

市民との意見交換及び意見聴取の場の実施については、委員会による意見交換会は実施しなかった。意見交換会をはじめ、市民から様々な意見を聴取する機会を積極的に設けていくことが今後の取り組みとして考えられる。

(2) 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

本会議、委員会での反問、反論について、本会議においては、反問権は行使されたが、反論権は行使されなかった。また、議員間の自由討議については、委員会において、発言しやすい状況を作り、自由闊達な意見を交わした。

(3) 政策立案や政策提言を積極的に行う議会

常任委員会における所管事務調査を積極的に実施し、市長等へ政策提言を行ったことは、評価できる。議員、委員会の積極的な政策立案については、必要に応じ、積極的に取り組んでいくべきである。

(4) 基本方針以外の基本条例の達成状況

議会基本条例に基づき、議員政治倫理条例を制定しており、評価できる。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの

議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるものはなかった。

3 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「平成 29 年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び確認結果」のとおり。

4 結びに

今回の議会基本条例施行状況の検証にあたっては、取組状況が「未実施」の項目における評価の基準について整理が必要であるという意見が出された。

今後も、議会基本条例の理念のもと、議会のあり方及び諸課題について検討し、市民にわかりやすく開かれた議会運営を目指し、努力を続けていくよう申し添えて、以上のとおり答申する。